

「2010年度版 今日の一問」 (やまだ塾)

(2010年5月21日掲載)

No.10	「厚生労働省が挙げる公的年金制度における主な課題と今後の検討課題」を示せ。														
解答	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 600 443 745">【1】公的年金制度における主な課題</td> <td data-bbox="451 600 707 745">(1)未納問題</td> <td data-bbox="715 600 1453 745"> <p>■国民年金保険料の低納付率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の納付率は62.1%(2008年度)であり,将来の無年金・低年金者の発生につながると指摘されている。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="451 757 707 1227">(2)無年金・低年金問題</td> <td data-bbox="715 757 1453 1227"> <p>■無年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後, 保険料を納付しても年金を受給できないいわゆる「無年金者」は, 最大118万人(うち65歳以上の者が42万人)と推計されている(2007年4月)。 <p>■低年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の平均受給額は月額5.4万円である。老齢基礎年金のみを受給している者については, 平均受給額が月額4.8万円であり, 分布をみると, 月額2万円以下が2.4%, 月額3万円以下が11.0%となっているなど, 低年金者が一定の割合で存在する(2007年度)。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="451 1238 707 1417">(3)基礎年金の給付水準と生活保護との関係</td> <td data-bbox="715 1238 1453 1417"> <p>■年金と生活保護との間で一部逆転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者の場合, 老齢基礎年金の満額が月額6.6万円であるのに対し, 生活扶助基準額は級地に応じて月額6.3万円(地方郡部等)~8.1万円(東京都区部等)となっている。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="451 1429 707 1980">(4)パート労働者等に対する適用</td> <td data-bbox="715 1429 1453 1980"> <p>■厚生年金の不適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者であってもパート労働者等について必ずしも厚生年金が適用されていない。 ・第1号被保険者の就業状況を見ると, 常用雇用および臨時・パートの占める割合が37.0%である(2005年国民年金被保険者実態調査)。 ・第3号被保険者の就業状況を見ると, 31.3%が雇用者である(2007年国民生活基礎調査)。 </td> </tr> </table>			【1】公的年金制度における主な課題	(1)未納問題	<p>■国民年金保険料の低納付率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の納付率は62.1%(2008年度)であり,将来の無年金・低年金者の発生につながると指摘されている。 		(2)無年金・低年金問題	<p>■無年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後, 保険料を納付しても年金を受給できないいわゆる「無年金者」は, 最大118万人(うち65歳以上の者が42万人)と推計されている(2007年4月)。 <p>■低年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の平均受給額は月額5.4万円である。老齢基礎年金のみを受給している者については, 平均受給額が月額4.8万円であり, 分布をみると, 月額2万円以下が2.4%, 月額3万円以下が11.0%となっているなど, 低年金者が一定の割合で存在する(2007年度)。 		(3)基礎年金の給付水準と生活保護との関係	<p>■年金と生活保護との間で一部逆転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者の場合, 老齢基礎年金の満額が月額6.6万円であるのに対し, 生活扶助基準額は級地に応じて月額6.3万円(地方郡部等)~8.1万円(東京都区部等)となっている。 		(4)パート労働者等に対する適用	<p>■厚生年金の不適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者であってもパート労働者等について必ずしも厚生年金が適用されていない。 ・第1号被保険者の就業状況を見ると, 常用雇用および臨時・パートの占める割合が37.0%である(2005年国民年金被保険者実態調査)。 ・第3号被保険者の就業状況を見ると, 31.3%が雇用者である(2007年国民生活基礎調査)。
【1】公的年金制度における主な課題	(1)未納問題	<p>■国民年金保険料の低納付率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の納付率は62.1%(2008年度)であり,将来の無年金・低年金者の発生につながると指摘されている。 													
	(2)無年金・低年金問題	<p>■無年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後, 保険料を納付しても年金を受給できないいわゆる「無年金者」は, 最大118万人(うち65歳以上の者が42万人)と推計されている(2007年4月)。 <p>■低年金者の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の平均受給額は月額5.4万円である。老齢基礎年金のみを受給している者については, 平均受給額が月額4.8万円であり, 分布をみると, 月額2万円以下が2.4%, 月額3万円以下が11.0%となっているなど, 低年金者が一定の割合で存在する(2007年度)。 													
	(3)基礎年金の給付水準と生活保護との関係	<p>■年金と生活保護との間で一部逆転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者の場合, 老齢基礎年金の満額が月額6.6万円であるのに対し, 生活扶助基準額は級地に応じて月額6.3万円(地方郡部等)~8.1万円(東京都区部等)となっている。 													
	(4)パート労働者等に対する適用	<p>■厚生年金の不適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者であってもパート労働者等について必ずしも厚生年金が適用されていない。 ・第1号被保険者の就業状況を見ると, 常用雇用および臨時・パートの占める割合が37.0%である(2005年国民年金被保険者実態調査)。 ・第3号被保険者の就業状況を見ると, 31.3%が雇用者である(2007年国民生活基礎調査)。 													

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	<p>【2】今後の検討課題</p>	<p>(1)新年金制度の創設に向けた検討</p>	<p>①年金制度を公平で分かりやすい制度とし、年金制度に対する国民の信頼を確保するため、年金制度の在り方に関する検討が求められている。主な論点としては、以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業や働き方によって加入する年金制度を変えるのではなく、より国民に公平でわかりやすく、未納・未加入も生じにくい制度とするため、制度の一元化を進めるべき ・ 未納・未加入や就業形態の多様化等を背景とした無年金・低年金者への対応を図り、最低保障機能を強化するべき <p>②このような状況の中、民主党のマニフェストにおいては、以下の事柄を骨格とする法律を2015年に成立させるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設 ・ 消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設（「所得比例年金」を一定額以上受給できる者には「最低保障年金」を減額） <p>③上記を進めるに当たっては、以下について国民的な合意を得ながら、具体的な制度設計について十分検討する必要があるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付・負担の水準とその財源 ・ 保険料の賦課・徴収等の仕組み ・ 現行制度からの移行措置 など <p>④2010年度予算においては、年金制度改革を検討するための大臣直属検討チームの設置や年金改革の検討に関する実態調査等に関する費用について盛り込まれている。</p> <p>⑤さらに、同じく民主党のマニフェストにおいて、年金保険料の無駄遣いをなくし、保険料の未納を減らすため、社会保険庁と国税庁を統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収することとしている。歳入庁については、新年金制度の徴収機関をどうするかという問題であり、新制度の議論と併せて検討を進める必要があるとされている。</p>
		<p>(2)現行の公的年金制度に関する改善等</p>	<p>①一方、新制度発足後も、当分の間、新制度に基づく給付と現行制度に基づく給付の双方を受けられることとなり、その間は新制度と現行制度が並存することとなる。したがって、新制度の制度設計に加え、現行制度においても必要な改善を行う必要がある</p>

			<p>るとされる。</p> <p>※社会保障審議会年金部会においては、こうした現行制度の課題について議論を行い、2008年11月に「議論の中間的な整理」をとりまとめている。</p> <p>②このような観点から、国民年金の保険料をできるだけ納めやすくすることにより、無年金・低年金を防止するため、2年の徴収時効が経過した後も、本人の希望により10年までは保険料を納付することを認めること等を内容とする法律案を2011年通常国会に提出する予定とされている。</p>
--	--	--	--

(参考:全国厚生労働関係部局長会議資料 等)